

第4回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

1 日時：平成26年10月7日（火）10：00～12：00

2 場所：北九州市役所本庁舎5階 特別会議室A

3 出席者：委員10名、市側10名 計20名

〔委員〕安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁 公募委員
太田 康子 北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子 前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂 NPO法人STEP・北九州 理事
中禮 萌 公募委員
本田 美智子 公募委員
宮原 深海 門司区社会福祉協議会会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部准教授
湯淺 壘道 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
九州国際大学客員教授

〔事務局〕井上 勲 総務企画局長
川本 一雄 総務企画局総務部長
梅本 浩史 総務企画局総務課長
森永 康裕 総務企画局総務課自治基本条例担当係長
上野 大輔 総務企画局総務課係員
ほか、市関係課から5名が出席

4 傍聴者：無

5 議事：（1）開会
（2）答申（案）について
（3）次回の会議について

6 議事概要

総務課長

定刻となりましたので、ただ今から「第4回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を開催いたします。

それでは、お手元の資料を確認いただければと思います。

1枚目の議事次第のほか、資料1から資料5までございます。よろしいでしょうか。

本日は、10名の委員、全員にご出席いただいております、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日、傍聴者は、今のところいらっしゃいません。

それでは、ここからの進行につきましては湯浅委員長にお願いいたします。

湯浅委員長

おはようございます。

前回、前々回の委員会で、一通り、自治基本条例の各条項の規定に基づく市の取り組

みについて、ご意見をいただきました。本日の第4回委員会と、次回の第5回の委員会でまとめの議論をしてまいりたいと考えております。

進め方といたしましては、私と森副委員長、事務局で、これまで委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ「答申案の骨子」ということで、「たたき台」のようなものを用意しましたので、これに基づき、委員の皆様と、これまでの議論を振り返り、議論の漏れや、さらに議論を深めないといけないところを確認しながら、残りの2回で答申という形に仕上げていきたいと考えております。それでは、早速ですが、事務局の方から「答申案の骨子」について、説明をお願いします。

総務課長

それではまず、本日お配りしております資料のご説明をいたします。

資料2は、第2回と第3回の委員会でご議論いただいた部分の確認のためにお配りしているものです。

資料3は、前回、前々回もお配りしたのですが、1番右側「委員意見」欄に、第3回委員会までにいただいた主なご意見を事務局の方で整理して記載した上で、改めてお配りしているものです。

資料4は「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会答申案（骨子）」でございます。本日は、この資料4を主にご議論をいただきたいと考えてございます。内容は後ほど、ご説明いたします。

資料5「平成26年度 市民意識調査 市民主体のまちづくりについて 中間報告」につきましては、前回の委員会で、速報ということで、集計が終わったものをお配りしておりましたが、9月24日に、市として正式に中間報告として公表いたしましたので、改めてお配りしております。若干の分析も入れてございますので、後ほど、ご説明させていただきます。

それでは、資料4「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 答申案（骨子）」をご覧くださいませでしょうか。

この資料は、これまでの議論を踏まえ、本委員会としての答申案の骨子を委員長、副委員長と協議の上、案としてまとめたものでございます。

資料の1枚目ですが、ご覧のとおり「1 はじめに」から「6 条例の見直しについて」まで項目を立てておりますが、これが、最終的に取りまとめていただきます答申の基本的な章立て、構成ということでご理解いただければと思います。

それでは、内容につきまして、順に説明をいたします。

「1 はじめに」は、本委員会設置の趣旨、役割、構成等についての記載でございます。読み上げますと「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会は、北九州市自治基本条例第29条の規定に基づき、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しに関する事項を調査審議するため、学識経験者、公募委員ほか10名により構成されている」としてございます。

「2 評価方法等」は、条例の規定を踏まえた、本委員会における具体的な評価の方法でございます。読み上げますと「条例の規定に基づく、市の取り組みが、条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを、制度や事業等の整備・運用状況や実績数値、関連する市民意識調査の結果も踏まえ、評価を行った。」としてございます。

「3 委員会スケジュール」は、本委員会の審議経過についての記載でございます。

「4 市の取り組み等について」は、市における条例の規定に基づく制度や事業などの

取り組み及び、関連する市民意識調査の結果についての記載でございます。

実際の答申では、主に第2回、第3回でご説明しました具体的な市の取り組みをもう少し詳しく盛り込んだ形で記載したいと考えております。ただ今、記載しておりますのは骨子ですが、読み上げますと、

『(1) 総論

条例に対する理解を深めるため、市民や市職員への広報及び研修に努めているが、市民意識調査によれば「条例の認知度」は、4割弱となっている。

(2) 情報共有

市は多様な媒体や方法で情報提供を行っているが、市民意識調査によれば「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」という回答した人が一番多く、約4割となっている。

(3) 市民参画

市は様々な方法で市民の意見を聞いているが、市民意識調査によれば「市政に対して意見や提案をした経験はない」と回答した人が、86.5%となっている。

一方「市政に対して意見や提案をしたいと思う」と回答した人が、6割弱となっております。また、「あなたの声が市に届き、きちんと対応されていると「感じていない」と思う理由は、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」が最も多く、6割弱となっている。

(4) コミュニティ

市は、市民主体のまちづくりを実現するため、様々な取り組みを行っている。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約9割となっているが、実際に地域活動を経験したことがある人の割合は、約半数程度となっている。参加しない理由としては、地域団体や活動に関する情報が不足しているとの理由が4割弱と一番多くなっている。また、これからの地域活動を支える大切な団体は「自治会・町内会」と回答した人が一番多いが、自治会・町内会に「加入していない」人にその理由を尋ねたところ、「加入を勧められたことがない」が約35.4%、「役員になりたくない」が28.7%、「加入しなくても日常生活に支障がない」が28.7%と回答が多くなっている。』

としてございます。

次に、資料1枚目右側の「5 評価等について」と「6 条例の見直しについて」は、本委員会としての見解を示す部分で、答申の柱となる部分になります。

まず「5 評価等について」は、詳細は、後ほどご説明いたしますが、これまでの委員会で出された課題、また、これを改善していくための「見直しの方向性」を「総論」、「情報共有」、「市民参画」、「コミュニティ」という項目ごとに整理して記載したいと考えております。

「6 条例の見直しについて」は、条例の第29条に「市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討する」と規定されてございますので、答申の中で「条例を見直すべきかどうか」ということについての委員会としての見解をお示しいただければと考えております。

なお、現在、記載しておりますものは、本委員会でのこれまでの議論をもとに、事務局において案として記載したものでございます。読み上げますと『北九州市では、まちづくりの基本ルールである「北九州市自治基本条例」の趣旨を踏まえ、市民主体のまちづくりを実現するため、情報共有や市民参画、コミュニティに対する支援などの取り組みを進め

ている。

「北九州市自治基本条例」は、市が目指すべき自治の姿を明確にしたものであるが、制定後、間もないこともあり、市民意識調査の結果などからは、条例の効果が十分に発揮されているとは言い難い状況も見受けられる。

本委員会では、市の取り組みが、条例の趣旨に沿って運営されているかどうかについて、真摯に議論し、様々な課題を指摘したが、その課題は「条例改正」という方法ではなく、市民、議会、行政が、より一層条例に対する理解を踏まえ、条例を意識しながら、まちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくべきと考える。

したがって、本委員会として、現時点では、「条例の見直し」は必要ないと結論付けるものである。』

事務局といたしましては、条例制定から間もないこともあり、条例自体を見直すということよりも、むしろ、条例をさらに浸透させていくことも含め、市の様々な取り組みにおいて、条例の趣旨をより反映させた上で、これを進めていくことが大切と考え、このように記載してございます。委員の皆様には、市政運営の状況について様々な意見、課題をご指摘いただきましたが、これらの問題を解決していくために、今、条例の見直し、すなわち、条例改正を行う必要があるのかという観点からご意見を頂戴できればと考えてございます。

資料の2枚目の方をお開きください。

先ほどご説明いたしました「5 評価等について」の部分をまとめていくに当たりまして、これまでの委員会におけるご意見、課題及び、見直しの方向性の案を整理したものでございます。

まず、1番上の「総論」に関する委員会の意見としましては、

『○大切な条例。北九州市で生活する上で、まずは、まちづくりのルールである自治基本条例を広く市民が意識することが必要。

○区や地域ごとの浸透度に合わせた取り組みが必要。

○自治基本条例を制定している他の指定都市の状況を見れば、認知度3割は、必ずしも悪い結果ではない。

○認知度が3割弱であることは問題。市民センターを活用したり、地域に浸透する工夫などが必要。

○市民憲章のように、前文だけでも、市民の目に触れることができるような取り組みが必要。

○市職員にとって、自治基本条例が、どの程度、業務上の規範となり得ているのか検証する必要がある。

○副読本を、ただ配るということではなく、教える先生方にも、条例を知ってもらうための研修をする必要があるのではないかと。

○自治基本条例を効果たらしめるための取り組みを議論する必要がある。

○昔に比べ、「自治」そのものに対する理解が低くなっている。

○これからのまちづくりは、「自助、共助、公助」の順でなければ成り立たないことを市民にしっかり説明する必要がある。

○企業にまちづくりに参加してもらいたい。』

以上のように、整理にしております。

これに対する見直しの方向性の案といたしましては、

『○条例を市民や市職員に浸透させる取り組み、例えば広報や研修等の工夫・充実。

○「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の適切な役割分担』を挙げてございます。

次に「情報共有」に関する委員会の意見としましては、

『○多様な手段で情報を発信してもらえることは大変ありがたい。

○市から提供されている情報が多すぎて、必要な情報に辿り着けてない市民もいる。情報の整理、「選択と集中」が必要。

○市から発信される情報をただ待つのではなく、必要な情報であれば、市民自ら取りに行く姿勢が必要。

○絶対に知らせたい情報など、程度によってうまく強弱を付けて発信することが必要。

○行政が市民に伝えたい情報と市民が知りたい情報にギャップがある。

○情報発信拠点としての市民センターの有効活用を検討すべき。

○自治区会に加入すれば市政だよりも配付されることを、もっと知ってもらう必要がある。

○市民やNPOが情報発信をする際、市からアドバイスをもらうなど一緒にできれば、参画意識も高まる。

○市政テレビは、より多くの市民に見てもらおうよう工夫が必要。

○大学では市政だよりは多くの人が集まり、手に取りやすい場所に置くなどの工夫も必要。

○コミュニティに入っていれば、情報をより広めることができる。一緒に議論もできるので関心も高まっていく。』

と整理してございます。

これに対する見直しの方向性の案としましては、

『○世代や、関心分野に応じた多様な手法による情報発信

○市の課題など市政に対する関心を高める情報提供

○提供する情報の整理や強弱など発信方法の工夫

○様々なコミュニティの情報発信に対する支援』

を挙げてございます。

次に、「市民参画」に関する委員会の意見としましては、

『○市は色々な手段を用いて、市民の意見を聞いているが、市民の意見が市の中でどのように検討され、その結果、どうなったのかということを実感してもらうことが大事。

○地域やNPOの会合に市長や市職員にもっと参加して欲しい。日々の触れ合いの中で、お互いの立場を乗り越え、理解が深まる。市民の意識も高まると思う。

○市民センターを通じて意見提出ができるシステムがあればいい。

○日常的には、コミュニティ支援課に相談し、回答や助言をもらうなど、よく対応してもらっている。

○コミュニティ支援の拠点というだけではなく、市民参画を支援する拠点としての市民センターの活用を検討してはどうか。

○NPOは、色々な意見を持っているので、市民参画の中でNPOをもっと生かす必要がある。

○市民意識調査の設問数が多く、内容も難しい。全部答えようという気持ちにならない。

○市民意識調査で「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」の回答割合が高い

のは、大都市では同じような傾向にある。

○市民意識調査で「市の取り組みに関心がない」と回答した割合が増えていることへの対応を検討する必要がある。』

と整理してございます。

これに対する見直しの方向性の案としましては、

『○より多くの市民に参加してもらうよう市民参画制度の周知や、参加しやすい仕組みの工夫、充実。

○市民の意見等が市政に反映されていることが実感できる取り組みの充実。

○市と市民の対話の機会の拡充。』

を挙げてございます。

最後に「コミュニティ」に関する委員会の意見としましては、

『○地域活動や団体、市の取り組みなど、まちづくり全般に関する分かりやすい情報提供が必要。

○地域活動や、地域の団体に参加する顔ぶれが固定化、高齢化している。若い世代の参加、新陳代謝を促す取り組みが必要。

○地域社会が変化する中で、多様な市民や団体が新たなコミュニティづくりを進めていくためには、行政のコーディネート、支援が必要。行政の支援は、地域の自主性・自立性を促すものである必要がある。

○コミュニティに自由に参加することは大切だが、少子化高齢化・人口減少社会の中で安全・安心に暮らすためには、自治会・町内会の活動を活性化させることが必要。自治会・町内会の活動に対する理解を得る取り組みが必要。

○NPOと行政の協働は、依然として、行政の立場が強い。対等の関係で協働ができていない。NPOの活動を活性化する必要がある。

○市民センターが地域活動の拠点として、もっと有効に活用されるような工夫が必要。

○市民センター以外に地域住民が集える場があればいい。

○積極的にコミュニティに関わることができない市民に対する配慮が必要。』

と整理してございます。

これに対する見直しの方向性の案としましては、

『○地域のまちづくり活動に関する情報提供の強化

○地域のまちづくりに参加するきっかけづくり、まちづくりを担う人材の育成

○地域のコーディネーターとしての市の役割の強化、市職員のまちづくりへの参画

○NPO・ボランティア団体等の活動促進

○多様な活動主体による協働の推進

○自治会・町内会、まちづくり協議会の活性化

○市民センターを使いやすくする工夫』

を挙げてございます。

以上で、資料4「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 答申案 骨子」についての説明を終わります。

次に、資料5「平成26年度市民意識調査 市民主体のまちづくりについて 中間報告」のご説明をいたします。

この調査は、第1回の委員会でご説明いたしましたが、今回の評価検討委員会での審議の参考にしていただくため、20歳以上の市民3,000人を対象に調査したものでございます。前回の委員会では、速報として、コミュニティに関する部分のみ調査結果を紹介

させていただきましたが、今回中間報告として調査結果がまとまりましたので、改めまして、その概要について、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。

「1 「北九州市自治基本条例」と「自治」について」の設問でございます。

問2 「北九州市自治基本条例」について知っているか尋ねたところ、「内容をよく知っている」と「どのようなものなのか、ある程度知っている」「名称は知っている」を合わせた『認知層』は36.3%で、4割弱となっております。

7ページをご覧ください。

問3 「自治」のあり方についてお尋ねしたところ、「市民でできること、行政がやるべきことを役割分担して協力して行う」が最も多く、7割弱となっております。次いで「市民でできることはまず市民が行い、できないところを行政が担う」が24.5%となっております。

8ページをご覧ください。

問4 「自治」を進めるために大切なことについてお尋ねしたところ、「市民と市が協力して、まちづくりを進める」が最も多く、約6割となっております。

9ページをご覧ください。

続きまして、「2 市政やまちづくりの情報について」の設問でございます。

問5 市が発信している市政やまちづくりに関する情報媒体で、よく見聞きしているものについていくつでもお尋ねしたところ、「市政だより」が最も多く、9割弱となっております。次いで、「回覧板」が44.2%、「テレビ・ラジオのニュース」が36.9%、「新聞記事」が36.7%の順となっております。

ちょっと飛びまして13ページをご覧ください。

問7 市が発信している市政やまちづくりに関する情報は分かりやすいかどうかお尋ねしたところ、「分かりやすい」と「どちらかと言えば、分かりやすい」を合わせますと56.7%、6割弱となっております。

14ページをご覧ください。

問8 市が発信している市政やまちづくりに関する情報の量についてお尋ねしたところ、「適切」が55.6%と最も多く、「やや少ない」と「少ない」を合わせると3割強、「多い」と「やや多い」を合わせると約1割となっております。

15ページをご覧ください。

問9 市の情報発信の方法について改善が必要と思うことを2つまでお尋ねしたところ、「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」が42.6%と最も多く、次いで「情報を入手しやすいように、色々な媒体・場所で発信して欲しい」が36.5%、「生活に役立つ・関係がある情報だけを発信して欲しい」が20.4%の順となっております。

16ページをご覧ください。

続きまして、「3 「市民参画」について」の設問でございます。

問10 市政への関心があるかお尋ねしたところ、「大変関心がある」と「まあまあ関心がある」を合わせた『関心層』は73.3%と7割強、「あまり関心がない」「全く関心がない」が合わせて約25%となっております。

17ページをご覧ください。

問11 市政に対して意見や提案をする、市民参画の機会が多いと思うかお尋ねしたところ、「多いと思う」と「どちらかと言えば多いと思う」は合わせて2割弱、「どちらかと言えば少ないと思う」と「少ないと思う」は合わせて約4割となっております。

18ページをご覧ください。

問12 市政に対して意見や提案をした経験をお尋ねしたところ、「参加した経験はない」が86.5%と最も多く、9割弱となっております。次いで、「タウンミーティング・地域ふれあいトーク・出前講演への参加」が6.4%、「電話やFAX、電子メールでの意見提出」が2.7%の順になってございます。

19ページをご覧ください。

問13 あなたの声が市に届き、きちんと対応されていると感じるかお尋ねしたところ、「大いに感じている」と「ある程度感じている」を合わせて1割弱となり、「あまり感じていない」と「ほとんど感じていない」は合わせて約5割となっております。

20ページをご覧ください。

副問13-1 問13で、あなたの声が市に届き、きちんと対応されていると「あまり感じていない」「ほとんど感じていない」と回答された方に、その理由をお尋ねしたところ、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」が最も多く、6割弱となっております。次いで「自分の意見が市に届いているという実感がない」が34.4%の順になってございます。

21ページをご覧ください。

問14 今後、市政に対して意見や提案をしたいと思うかお尋ねしたところ、「参加したい」と「時間があれば参加したい」「興味のある分野で参加したい」を合わせた『参加したい』は、6割弱となっております。

22ページをご覧ください。

副問14-1 問14で市政に対して意見や提案をしたいと回答された方に、参加したい方法をお尋ねしたところ「タウンミーティング・地域ふれあいトーク・出前講演への参加」が47.1%と最も多く、次いで「電話やFAX、電子メールでの意見提出」が45.4%と続き、以下「市民意見提出手続、パブリックコメントによる意見提出」が24.5%、「委員会や審議会などの公募委員としての参加」が11.2%となっております。

24ページをご覧ください。

問15 市政への市民参画を進めるために必要だと思うことについてお尋ねしたところ、「意見や提案をする機会や方法に関する情報をわかりやすく発信する」が29.6%と最も多く、次いで「市民の意見が市政に反映された事例を公表し、市民参画の効果を紹介する」が22.4%、「参加しやすくなるよう、手続きを簡素化するなど工夫する」が14.3%の順になってございます。

25ページをご覧ください。

続きまして、「4 「地域活動」について」の設問でございます。

ここからは、前回の委員会でも速報として、ご紹介いたしました但、今回改めてご説明させていただきます。

問16 これまでに「地域活動」に参加したことがあるかを尋ねたところ、「ある」が52.1%で、「ない」の45.6%をやや上回ってございます。

26ページをご覧ください。

副問16-1 問16で「地域活動」に参加したことがあると回答された方に、活動回数が多いものをお尋ねしたところ、「自治会・町内会の活動」が最も多く、9割弱となっております。

28ページをご覧ください。

副問16-2 問16で「地域活動」に参加したことがあると回答された方に、「地域活

動」に参加している理由をお尋ねしたところ、「地域の人と触れ合えるから」が58%と最も多く、6割弱となっております。次いで「活動に参加することが当然であるから」が40.8%、「地域に貢献したかったから」が34.2%、「地域の必要な情報を得ることができるから」が33.1%の順となっております。

29ページをご覧ください。

副問16-3 問16で「地域活動」に参加したことがあると回答された方に、「地域活動」に参加したきっかけをお尋ねしたところ、「自治会の回覧板やまちづくり協議会のチラシ等で活動を知って、興味を持ったから」が37.7%と最も多く、次いで「入居する集合住宅に自治会加入が規定されていて、活動に参加するようになっていたから」が30.4%、「周囲の人に参加を勧められたから」が26.7%の順となっております。

30ページをご覧ください。

副問16-4 問16で「地域活動」に参加したことがないと回答された方に、その理由をお尋ねしたところ、「地域活動する時間がない」が21%と最も多く、次いで「どんな活動をしているのかわからない」が20.6%、「地域の団体のことがよくわからない」が17.4%と続いております。

32ページをご覧ください。

問17 これからの地域活動を支える大切な団体についてお尋ねしたところ、「自治会・町内会」が75.4%と最も多く、次いで「まちづくり協議会」が41.5%の順となっております。

34ページをご覧ください。

続きまして、「5 「自治会・町内会」について」の設問でございます。

問18 住んでいる地域の自治会・町内会がどのような活動を行っているかを知っているか尋ねたところ、「よく知っている」と「ある程度知っている」が合わせて6割弱となり、「あまり知らない」と「全く知らない」は合わせて4割弱となっております。

36ページをご覧ください。

問19 自治会・町内会へ加入しているかお尋ねしたところ、「加入している」が73.9%、7割強で、「加入していない」が18.6%、2割弱となっております。

37ページをご覧ください。

副問19-1 問19で自治会・町内会に「加入していない」と回答された方に、その理由をお尋ねしたところ、「加入を勧められたことがない」が35.4%と最も多く、次いで「役員になりたくない」が28.7%と「加入しなくても日常生活に支障がない」が28.7%と同率で続いております。

39ページをご覧ください。

最後に「6 「住民主体によるまちづくり」について」の設問でございます。

問20 住民主体によるまちづくりが必要かをお尋ねしたところ、「非常に必要だと思う」と「ある程度必要と思う」は合わせて、約9割となっております。

41ページをご覧ください。

問21 住民主体のまちづくりを進めるために、今後、行政が取り組むべきことについてお尋ねしたところ、「地域単位のイベントの開催など、住民どうしの交流のきっかけづくり」が46.2%と最も多く、次いで「仲間づくりや活動への参加に役立つ情報の提供」が40.5%、「住みよい地域づくりを考える住民たちの組織をつくるための相談や援助」が37.2%、「活動に必要な機材などの貸し出しや活動費などの経済的援助」が30.8%、「住民がいつでも集まれる場所の提供」が30.7%の順となっております。

以上で「平成26年度市民意識調査 市民主体のまちづくりについて 中間報告」の説明を終わらせていただきます。

最後にもう1点、事務局から報告がございます。資料はお配りしておりませんが、本委員会の審議の経過につきまして、先週、市議会の総務財政委員会にご報告をさせていただきました。議員からは、事実確認のご質問を何点かいただいたほかは、「市民がまちづくりに参加していく手立てを、どのように増やしていくのかということを検討していただきたい」というご意見をいただきましたので、ご参考までにご報告させていただきます。

以上、長くなりましたが、事務局からの説明を終わらせていただきます。

湯淺委員長

ありがとうございました。

それでは、ただ今のご説明を踏まえ、ご議論いただきたいと思いますが、本日は大きく分けて3つの論点がありまして、1つが、今、説明していただいた答申案の構成がこれでもいいかということです。答申案の構成について、お気づきになるところがございましたら、ご指摘いただければと思います。

もう1つが、条文で言いますと、29条に「市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について見直しを検討するための機関を設置する」と規定されておりますので、まさに市政が、この条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを「評価」するということです。限られた時間の中で、色々、議論してきたわけですが、いよいよ取りまとめの段階に入ってきましたので、果たして自治基本条例の趣旨に沿って市政が運営されていると言えるのかどうかについて、ご議論いただきたいと思います。

最後が、この条例の条文自体を、改正する必要があるのかどうかということをご議論いただいて、次回、最終的なまとめをしたいと思います。

構成の部分で、私が気づいたところがいくつかありまして、まず、17条の「財政運営」について、市民の皆さんが市の財政状況を知るというのは、非常に大事な事です。北九州市も色々な取り組みをやっておられますが、私が住んでいる横浜でも面白い事をしていて、「WHERE DOES MY MONEY GO?」というホームページに自分の年収を入力すると、納めている税金の額が出るんですね。例えば、年収400万円で扶養がある方は、22万円幾らを市に納めていますというのが出ます。しかも、それを1日当たり、どこに幾ら使っているというのにも出るんです。消防に1円何銭とか、交通に8円何銭とか、まちづくりに52円、健康・福祉に392円とかが出ます。北九州市の市民の皆さんも、市の財政状況を知ったうえで、市政に参画していく手立ては十分なのかなということをもう少し検証してもよかったのかなと感じています。

また、28条の「国、他の地方公共団体等との関係」の部分については、市民の皆さんから、見えにくい部分ではありますが、結構、大事な規定で、例えば、日頃、他都市との友好協定というのは、お付き合いのような部分もありますが、東日本大震災の時には、協定があったから、応援をすぐ出せたという面もあったと思います。北九州市は比較的に自然災害が少ないところではありますが、いつ何が起こるか分からない時代に、他の自治体から応援を受けるための仕組みを構築しておくということも、この規定にはあると思いますし、資料には「市長会の活動」が載っていますが、いわゆる地方六団体というのがありますが、地方公共団体が、国に対して、意見も伝えていくという部分は、大切なことではありますが、市民には見えにくい部分でもあると思います。ここについて、もう少し委員の皆様のご意見を聞くことができれば良かったというのが感想です。そのほか、構成に

ついて、お気づきの点があれば、随時、ご指摘いただければと思います。

それでは、条例に基づく市政運営の評価について、これまでも、委員の皆様からご意見をいただけてきましたが、今までのご意見も踏まえ、まだ、追加してコメントしておく必要があることとか、条例の趣旨が生かされていないというようなところがあれば、自由にご議論いただければと思います。ご意見のある方からご自由にご発言いただくことにしたいと思います。では、お願いします。

委員

男女共同参画と言われながら、自治会には、女性がまだまだ少なくて、女性が意見を述べて、一緒にまちづくりを進めていこうというところに行き着いていない感じがいたしますので、半々とは急には言いませんけども、自治会の方々のご理解を得て、是非とも女性の参加を増やしていくというようなことを答申に盛り込められたらいいなと思います。私の自治会では、役員の中で、女性は私1人です。しかも、手を挙げて「入れて下さい」と言って入ったという経緯があります。2年ぐらい前に、福岡県から「自治会への女性の参画状況」についてアンケートが来たそうです。うちの自治会は、16名中1名ですと答えたそうです。そして「女性が参加する事によって、どういうメリットがありますか」との問いには、「よく協力していただくので自治会としては助かっている」と回答したとのことでした。「今後、女性をどのような形で増やすかとか、増やしていこうと思っているか」との問いには、「人材と仕事の関係のみをみる」という回答をしたとのことでした。男女共同参画と言われて久しいのに、考え方が古いなと思いましたので、もっと何らかの形で「女性も含めて」という、市民全体でという言い回しでは、女性が表に現れませんので、その辺りを考えていただいて、自ら手を挙げて「参画したい」という女性はまだ少ないかもしれませんけれども、「どなたかいませんか？」という風に工夫して、女性を増やしていければと思いますので、NPOも地域に根付いて、地域活動に入ってくるのであれば、もっと女性の参画も、しっかり考えていただければ嬉しいと思っています。私みたいに「入れて下さい」という人は、そういないって言われております。ちょっと厚かましいですけど。

湯淺委員長

ありがとうございます。確か、その問題は、一度、委員からのすごく力強い応援の言葉があったことを覚えています。そこは何らかの形で入れ込んでもいいかもしれませんね。

委員

以前、PTAの役員は女性副会長必ず1名という規約があったんですね。それで、私達は登用されていって、今はそういう文書はありませんけれど、そこになるまでにはやはり、何らかの形で努力しましょうということが大切で、まだ男女共同参画に対して、自治会の役員のお考えは、十分ではないと感じます。

湯淺委員長

ありがとうございました。

委員

いいですか。

湯浅委員長

どうぞ。

委員

現在、地域が変革の時期に突入しているのは間違いないですね。

班長や三役のなり手がいない。仕事が忙しい、子育てが忙しいと。

その時に、話がでたのが、行政に全てを委託できんのやろかいという話でした。

私は、それは違うと言いました。自治会というものは、自分たちで治める会と書くから、自治会だと。あくまでも、自分の意思で加入して、お金を出し合って地域の活動をしましょうとなっているんです。その中でリーダーを選んで、町内会長になる。そうすると、皆さんの信頼を得て町内会長になっているから、この人の言う事、聞くんです。自治会が無くなると、まず困るのは自分達なんですよ。まず街灯が消える。ゴミステーションがなくなる。ゴミがどこにでも捨てられる。取り締まる人が、いない。隣近所のコミュニケーションが全然持てなくなってしまう。皆、自分の事しか考えない。これは地域崩壊じゃなくて、もう国家の崩壊なんですよ。そこで考えないといけないのが、やはり、今後の課題と対策ということになるんですが、「答申案の骨子」は、もうこれで十分ではないかと思えます。また5年したら状況は変わりますから、時代時代で考えていけばいい。

地域には、色々な会合があります。招集がかかって、行ってみると、皆同じ顔、毎回、同じ人。一般の市民も「行きたいけれど、あの人達が行かれるから私は出番じゃないわ」という事で引かれているところもあると思うので、仕組みというものも考えないといけない。

先ほど、報告がありましたが、市民センターの他に市民が集まる場所が必要とありましたが、今の市民センターは、趣味で集まった市民が活動する場所になっていて、まちづくりは、市民センターでできません。共同募金や、歳末助け合いは、ゴミ処理とか、そういうのは、市民センターはしません。それを町内会や町内会長がしているんですね。市民センターでまちづくりをするというなら、仕組みを考えないとできません。市民センターは、今から十数年前にできましたが、地域に会合の場所がないところは喜んだ。ところが、以前から集会所を自前で持っていたところは、市民センターは必要ない。あっても、利用できない。だから、答申は、これでいいと思うけれど、地域の実情は、地域ごとに異なりますから、それをしっかりと行政は見て、色々な取り組みを進めていってほしいと思います。

今日、ここに「自治会活動事例集」を持ってきていますが、自治会活動のいい事例がたくさん載っています。非常に分かりやすくできています。私は、全町内会長を集めて勉強会をしたいと思っています。町内会長は地域のリーダーですから、しっかりと勉強してもらわないといけないと思います。

それから、委員がおっしゃいましたが、時代が変化していく中で、自治会組織も変わらないといけないと思います。そのためには、市も一緒になって、徹底的に人を動かして、動いてもらって、変えていかないといけないと思います。

湯浅委員長

ありがとうございます。

重要な点をいくつかご指摘いただきました。前の委員会でもありましたが、市民センターの運営方法や仕組み、経費負担、受益者負担をどうするかといった問題。今、委員から

はそうしたことを、きちんと整理すべきだというご指摘がありました。

2点目が、自治会・町内会で実際に活動しているリーダーの方達の学習の機会をきちんと作らないといけないということです。せっかくパンフレットを作っても左から右に行くだけだから、リーダーの皆さんに男女共同参画の事も含め、どう勉強していただく機会を作るのかということが課題だと思います。どんどん「自治」も変わっていくし、皆さんの考え方も変わっていきますよね。5年後なんて、本当に分かりませんからね。その辺り、非常に重要なご指摘をいただいたと思います。

委員

自治基本条例に基づく市の取り組みとしては、しっかりできていると思うんですけど、やはり「情報が来てない」という人も中にはいるので、私の地区・校区の中に小さい掲示板みたいなものがあるんですけど、そこには、古紙回収の案内とかはありますが、「市民センターではこういうことがあります」といった市民センターの活動に関する貼り紙は、あまり見たことがないのが現実で、毎日、通学路としても小学生でも、大人でも通勤とかで通る、目につく場所に掲示板があるのに、そこに何も貼り紙がないのは、もったいないと思います。関心のある人は、インターネットなどで調べて行くと思うので、そうではない人たちには、地区の掲示板を活用して、少しでも貼り紙に「こういうのがあります」という告知をしてあげるだけでも「この日は、空いているから行ってみよう」とか思う人は絶対増えると思うので、そういう地域の掲示板を、もっと上手く利用していけばいいんじゃないかなと私は思います。

湯淺委員長

ありがとうございます。やはり情報発信の問題ですね。もう情報が溢れているんじゃないかという「いっぱいあり過ぎて大変」という声もあれば、おっしゃっていただいたように「意外に肝心なところが伝わってない部分もあるんじゃないか」というご意見もあって、情報の発信・伝え方というのは、常に検討していかなければいけないことですよ。

それと、小学生とかそういう若い世代の方たちに自治のことをどう伝えていくのかということが、抜けていたかもしれません。ありがとうございます。そこは、検討しないといけないところですよ。

それと、専門家でもある森副委員長にご意見をいただきたいのが、13条の「市長等の役割及び責務」のところと、14条の「職員の役割及び責務」のところがあります。この部分、あまりご意見をいただけていないので、できましたら、森副委員長からのご意見をいただけないでしょうか。

森副委員長

市民や議会、市長や職員の責務や役割など、各主体がどう行動するべきかという規範のところ、もともと、条例制定時に相当議論をし、中長期に亘って、おそらく議員も首長も市民もこうすべきだろう、こういう行動をしていくと、今後、北九州市はもっとよくなるんじゃないかという議論を喧々諤々やって、今の形になっているということです。そういう意味で、先程、委員もおっしゃったんですけど、この部分は基本中の基本の部分なので、今この時点で見直したり、変えるべき内容ではないのかなと思います。

むしろ、市民の信託に応えつつ、市民の意見を的確に把握し、市政運営に適切に反映させたり、公正かつ誠実な対応をすとか、開かれた議会運営をすとか、こういう部分を

きちっと評価していく必要がある。それから、市民の責務については、自治の主体としての自覚、互いの人権の尊重、この部分も、条例の基本理念と照らし合わせると、今この時点で、おそらく変える必要は、基本的には無いのかなと個人的には思っております。

おそらく、これまでも、皆さんからの意見が特段挙がっていないということを考えますと、とりわけ議会とか首長等とか、市民の役割・責務の部分については、この内容で、中長期に亘って、5年後、また変わるかもしれませんが、この規定で基本的には進めるべきなのかなと考えております。ただ、これは個人的な見解ですので、皆さんのご意見を賜りたいところではあります。

それから、コミュニティ、自治会・NPOの議論あがってきている中では、えてして「市職員がもっと頑張れ」みたいな話がよくあるんですが、実は、市民も頑張らないといけないということに関して言いますと、やはり「市民の責務」については、見直しではないんですが、市に対して、「市民全体に市民の責務をきちんと伝える」という答申の方向に持っていくことも、この条文のままいくとしても「市民の責務・役割」、もちろん、権利もありますが、どう市民に伝えていくのかということも、もっと考えていかななくてはいけない時代なのかなと感じております。

それは、財政とも関わる話で、あまり資金的な余裕もどんどん無くなってきて、聞くところによると、行政内部でも資金のやりくりで、かなり限界がある状態であるとも聞いております。とすると、市民も、市との関係をどう考えていくか、ふんだんに補助金が出るわけではないですし、補助金がもらえるのは当然という状況ではない中で、財政のことも考えつつ、「市民の責務」を考えないといけない時代なのかなというのが、皆さんの議論を聞いていて、思ったところですので、条例を変えるというより、答申の方向として、市長に対する答申ではあるんですけど、市民の責務とか財政のところ、どう市民の皆さんに考えてもらえるかということも、答申には描きにくいことかもしれませんが、工夫できないかなと思っております。

委員

地域の掲示板は、各町内会が持っているもので、掲示板には町内会のことしか貼っていないので、市民センターのことは分からない。逆もそう。

聞いたところによると、市民センターの掲示板に、町内会が「チラシを貼って欲しい」といった場合、区のコミュニティ支援課の許可を得ないと貼ってはならないという達しを各館長にしているんです。これは、結構、困ったことで、市民センターを利用していない人も結構いて、そういう人に、町内会が「健康増進しましょう」「落葉拾いをしましょう」「秋を見つけに行きましょう」「演芸があるから行きましょう」「老人会の総会がありますよ」とか、「子ども会の球技大会がありますよ」とお知らせしたくても、市民センターには関係ないので、貼るのであれば、行政の許可を得てくださいということでは、困ります。

湯淺委員長

これは、事務局に事実確認をしていただいて、掲示板にどういうものを貼るのかを把握しておきたいから、「貼るものについては知らせてくださいね」と、市が言うと、受ける側の方には「市の許可を得ないと貼ってはいけない」というように伝わるのかもしれませんがね。

委員

うちの地域に限られているのかもしれないですけど、うちの地域は、公民館がなかった地域なので、市民センターができて、コミュニティができたという地域に当たります。

まちづくり協議会も事務局を市民センターの中においていますので、市民センターとの関わりは非常に深くて、毎月1回の市民センター便り、館報が出るんですけども、表は市民センターの紙面で裏は、まちづくり協議会の紙面ということになっておりますので、自治区会の行事、社協の行事等、まちづくり協議会に属している団体のイベント等は、全部その裏側の、まちづくり協議会にとっては表側ですけど、まちづくり協議会の紙面の方に全て載るようになっておりますし、表側は市民センターでする行事が全て載るという形で自治区会に入っている方達の家庭には全て手配りで配られておりますし、掲示板としても表裏の面をちゃんと貼って皆さんに告知しておりますので、まちづくり協議会とセンターの関わりの問題じゃないかと思います。

湯淺委員長

どうぞ。

委員

自治基本条例ですから、大きな視点で、グローバルな視点で見ないといけないと思います。第7条の「子どもの自治へのかかわり」は大変重要だと思っているけれども、大人達は、そんなに意識は変わりません。未来のまちづくりの主人公である子ども達に、自治意識、例えばボランティア活動だとか、或いは男女共同参画の問題とか、そういうことをいかにして周知徹底させていくかが大事だと思います。だから、この7条については、副読本を配る程度ではなくて、もう少し、突っ込んで、自治について考える機会を与えるべきだと思います。今、香港の学生が民主化のデモをしています、それを見てね、高校生があれだけ、国の在りようについて議論しているのを見ると、良い悪いは別にしても、あれだけのエネルギーが若い世代にはあるから、発展につながっている。日本は、今、非常に衰退していると言われてるんですね。これはなぜかという、子どものそういう意識が大人達もそうですけれども、行政に今まで頼りすぎて、そしてなんでもお任せでやってきたというのが非常に問題だし、今の学生は、なんか「ちまちましてるな」と感じてしまうわけです。

だから、もう少し広いグローバルな視点で「自治について、議論しよう」とか「自治基本条例があるなら、議論を起こしていこうや」というふうにならないのが、非常に残念です。僕は学生時代、ワンワンやっていたんですね。誰にも強制されていません。自らの意思で掲示板に貼り紙をしたりしながら、色々な活動をやっていったので、今の若い人見ていると、もう少し、子どもたちに対する自治への参加というものを促すような条例であって欲しいなというのが僕の意見です。

湯淺委員長

そうですね。非常に大事な点で、ありがとうございました。

ちなみに、北九州は、例えば中学生とか小学生に議会に来てもらって、それに対して市長とかが答弁をするといったことはされていますか。

総務企画局長

毎年、中学生を対象に実施しています。

委員

以前から思っていることですが、自治会・町内会や市民センター、まちづくり協議会など、それぞれの流れがあって、問題点があるにもかかわらず、市がそのままにしていることが不思議です。総務企画局の方で、これを整理整頓していくことの必要性を強く訴えます。その時々々の要請でできた流れだと思えるけれども、人口減少社会で高齢者、動けない人が増えてきている現実を直視して、大鉈をふるうべきだと思います。皆さん、意識はあるんですね。だから、一度、自治会・町内会・市民センターなど、トップの人達、そういう関わりのある人達を呼んで、勉強会を始めて「どうすればいいか」ということを徹底的に議論し、あるべき姿を簡潔に打ち出す。今だに、市民として参加する時にどこに行っているかわからないような仕組みがまだ残っているということ自体が、不思議でたまりません。

湯淺委員長

今の件で局長から何か、ありますか。

総務企画局長

市にとっても大きな課題だと思っています。

まちづくり協議会は、できてかなり経ちますが、本来、まちづくり協議会が自治会も含めて老人会とか色んな団体を包含する形で、市民センターを拠点として、まちづくり協議会を中心に活動をしていこうという役割を担ってもらうようにしてきたんですが、やはり自治会は、非常に歴史がある組織ですし、多くの自治会は、地域に入ってそこで拠点として活動してきたわけですから、その辺りをどう整合させていくのかということが大きな課題だと思います。

例えば、八幡西区では、まちづくり協議会が非常に機能しているけれども、門司とか小倉北とか小倉南なんかは、自治会とまちづくり協議会のエリアが一緒なんですね。だから、まちづくり協議会じゃなくても自治会であればいいとなっているわけです。だから中々うまく機能していない一面がある。市としてもジレンマを感じている部分ではあります。

委員

基本的にもっと整理整頓すべきだと思います。

委員

これは、できないですよ。

委員

できないじゃなくって、人口が減っているんです。お金もなくなってきているんです。そのところを考えたら、やるべきことはやらないと、このような会議を開く意味は無いのではないのでしょうか。

湯淺委員長

3つくらい議論のポイントがあると思うんです。

「そもそも論」として市からの補助金とか助成金を受けないと運営できないような組織の在り方自体がおかしいという意見は「いずれ、そういうのはなくなるということを感じ

していかないといけないでしょ」ということを多分おっしゃりたいんだと思うんです。

これは、まさに市民側の問題で、補助金に頼らないで運営していくためにはどうすればいいのかということ、本当は市民の側で考えていかなければならない問題だと思います。

2番目の問題は、建前としてやっぱり「自治」ということで、行政は、それをサポートする立場ですから、その立場で「統廃合しろ」とは言える立場にはないということがあるんだろうと思います。そこはまさに自治のジレンマだと思います。そうは言いながら、率直に言ってすごく委員の「今、大鉈をふるわないと間に合いませんよ」という話はおっしゃる通りだと思います。

同時に、委員のように長年、自治会に携わってきた立場からすれば、そもそも旧5市の組織を統一することはできないというご意見も十分理解できるところです。もしあり得るとすれば、「明日からやります」「来年からやります」というのは、残念ながら無理だと思いますが、「いずれはこういう方向に向かわざるを得ませんね」というビジョンは市が示してもいいと思います。

委員

すぐにも出さないと、間に合いませんよ。

湯浅委員長

地域への補助金が出せなくなるのは、北九州市だけの問題ではないんですね。市からの補助金に頼らないでやっていくためには、どうしていかないといけないか、やはり、委員が大変ご苦労されてきたような、旧5市から続く組織を、この人口減少社会に合わせて自治の組織を変えていくという道筋を描くことが出来るかということにかかっていると思います。やる、やらないは、自治組織の問題で、「やりなさい」というふうに市が言える筋合いではない部分もあるかもしれませんが、「こういう方法がありますよ」「こうしないと、いずれ厳しくなりますよ」ということを市民に示していくということも一つの支援なのかなという感じがします。

市の将来構想や、財政については、中長期の見通しを立ててやってきているわけですが、自治組織の部分も中長期的には、こうならざるを得ないんじゃないかということ、市が提示することはできないのかなというのは、私の個人的な意見です。

総務企画局長

まちづくり協議会というのが1つの方向性ではありましたが、各校区の会長さんとお話すると、やはり、自治会は、まちづくり協議会より上だという意識もあるものですから、まちづくり協議会が、地域のまちづくり団体を包含するといっても、今まで自治会を担ってきた方々にとっては、受け入れがたい部分もあるようです。

委員

まちづくりは、市と地域が一体となって進めていかないといけません。自分たちでやるから、市は結構ですということにはなりません。市は、地域にアドバイスや援助をして、一緒にやっていかないといけません。

委員

資料4の2ページの総論に「これからのまちづくりは、「自助、共助、公助」の順でなけ

れば成り立たないことを市民にしっかり説明する必要がある」となっています。先ほどの補助金のことも含めて、まずは「自助」で頑張り、まちづくりは「共助」を中心に進めていき、最後に、どうしてもできないところで初めて「公助」が出てくるということで、「自助」と「共助」をもっと強調していいのではないかと思います。

震災にあった気仙沼市が、震災から3年経って集団移転した場所に、以前、地域の住民が集まって、共同作業ができる場所があったので、移転先にもそれが欲しいということで、3年のうちに、100回以上、住民が集まって「どんなまちが作りたいか」ということを徹底的に話し合ったそうです。行政からは「お金はこれくらいしか出せません」と言われていたので、足りない部分は、地域住民が自らやることで、新たなまちづくりを進めているそうです。そのためも共同で作業が出来る場所が必要だったとのことでした。

市民意識調査でも何らかの形で地域に貢献したいという方が多くいらっしゃるという結果も出ています。そうした方々が、まちづくり協議会や市民センターに集って共同で活動ができるという形になればいいなと思います。行政依存から脱却していく必要があるということをしかりと、市民が自覚する必要があると思います。

市民センターの経費負担の問題ですが、今後、老朽化したときの財源をどうするのかということもありますので、受益者負担についても見直しをして、市の負担を軽減していくということも考えていく必要があると思います。

湯浅委員長

ありがとうございました。どうぞ。

委員

私も同じようなことを思っていました。

自治会やまちづくり協議会、市民センターなど、市民にとって分かりにくい部分がいろいろとある中で、参加していくのは中々難しいと思いました。

もう1点、最近、市職員の方がすごく勉強されていて、この前、手続きがあって区役所に行ったんですが、対応がとてもよかったんですよ。その市職員の方は「ワンストップサービスでやっていますので」と言われていて、その言葉は、この条例を作る時に「そういう気持ちがないといけないよね」って話をしていたんです。だから区役所に行って、そのとおりになっているのを見て、市職員の方も、しっかりと勉強されてるなということを感じました。

湯浅委員長

ありがとうございました。どうぞ。

委員

私自身はこの自治基本条例、改めて、こういう北九州市が掲げる市民に到達し得る目標ができているということが、本当に意味のあることだというふうに評価いたします。

読めば読むほど中身を随分吟味してくださって、最初のお作りいただいた皆さん方の苦労がしのばれるものであると思います。

であるからこそ、やはりこれからはこういったものを、1人ひとりチャンスのある多くの方に知っていただくことを、やっぱり力を入れなければいけないと思います。

そのためには、やっぱりこういう冊子にするということももちろん重要なことではあり

ますが、その実感を伴う感覚というものを皆さんにどうお伝えするかというところが、必要なだろうと思います。その「実感を伴う」というところを起点に考えますと、むしろ私どもも今まで変えられないと思ってきたものを変えてきた。例えば、公害も乗り越えたことなどに学びますとこれは辛いことではありますが、絵に描いた餅のようなものでは、なかなか人は動かない。とすると、やっぱり痛みを伴ったものを実感するところから変えていくことが、可能になるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。そういうふうに考えると今この北九州市の中で、市民でありながら、なかなか意見を出すことのできない立場におられる方、委員もおっしゃいましたが難病など多くの苦しみを抱えておられる方々が、この北九州市に暮らしてきたことがよかったというふうに思っただけのようなものに、市政がなり得るのかというところを考えていくと、これは実現可能ではないかと思うわけです。

それから委員がおっしゃいましたように、将来を担ってくれる若い人たちがこの市に対しての思いを傾けてくれるようなチャンスをどれほど多く作っていくかということも重要なことだろうと思います。まだ社会を担う手前の段階の人たちこそ、市にどういうふうな視線を向けてくださるかということが重要な未来を作っていくチャンスになるだろうということで、1つはちょっと細かいところではありますがけれども、これまでに出た答申の中の情報の整理を1つは提案したいと思います。

情報はなるべく早く早急に発信する必要があるものと、ゆっくり時間をかけて皆さんに周知していくものとある程度もちろん整理してくださっているとは思いますが、さらに吟味していただいて、特に、昨今の情勢を見ますと今までなかったような災害があちこちで起きておりますので、北九州市は、恵まれた都市だなと、改めて実感をしているところですが、特に今、大きな災害に直面していない時にこそ、もしもの時のことを他の都市から学ぶ時であろうというふうに考えて、そういったことをキーワードにして自治会で話し合っていたとか、まちづくり協議会の中での取り組みの中に活かしていただくっていうチャンスがあると、これは皆さんが関心を向けてくださるチャンスになるんじゃないだろうかと思います。

かつてから言われてきた町内会、自治会っていうものが、ある程度、顔役の方が決まっていって「自分達のような新しい者が意見を言ってもしょうがない」と皆さんが、どこか冷めた目で自分の暮らしている町内に対して、そのような目線を持っておられる方が多いのであれば、そこを私達自身が困った時にどうするんだろう、どういうふうに自治会と町内会と繋がっていればいいんだろうということを起点に考えると、これは関心を持っていただく方も多くなるのではないかと思います。

余談ですが、私がひきこもりの若者支援に関わってこれまでの中で、なかなかうまく進まないのが、どの省庁も同じように子ども・若者を育てることに対しての意識は非常に高く、そしてその問題を提起してくださっているのに、なぜこう横に繋がっていけないのかっていうところが非常に歯がゆい思いをしてきたところだったんですね。

ところが、このひきこもり問題から発して、今、子ども・若者支援育成推進法が施行されました。これで、横断的に速やかに若者に必要な支援を提供できる体制になったんですね。私は非常に、希望を持てたと思うんです。平たい言葉でいうならば、負うた子に教えられて浅瀬を渡るというような、若い人たちの問題が私たちの繋がりにくいと思っていた部分を突破するきっかけになってくれたということを実感しておりますので、こういった視点から今困っている人たちが「町内会に入ってよかった」と思っただけのような策を考えていくことで、この条例は大いに活かされていくであろうと思います。

これは私の不見識の賜物に違いないんですが、もしかしたら、この自治基本条例は平成22年の10月に施行されたと記されておりますが、例えばこの条例を制定した意味を皆さんにより実感してもらう「条例の日」みたいなものはないのでしょうかと、考えました。もし、10月、或いは10月の1日から何日までの期間、北九州市自治基本条例というものができたことを市民の皆さんに周知するイベントとか、横断的な話し合いの場などを提案できたら、住んでいる人だけでなく、同じ地域で働いている人、学校に通っている人、そういう方たちを一堂に会して市民センターや、別の公的な施設で地域ごとに、ここに住む意味を考える日にしてみるということが、この自治基本条例をより深く皆さんに意識していただくきっかけになりはしないかななどと思っております。以上です。

湯浅委員長

どうもありがとうございました。

非常に多くのご意見、評価をいただきました。大きなテーマもあれば、具体的なテーマもありましたが、これを次回までに、私と森副委員長、事務局でまとめさせていただきたいと思います。

それで、条例の条文自体を見直す必要があるかどうかという部分について、今日、皆様のご意見をいただければと思います。この部分については、一応「たたき台」ということで案を作っておりますので、それをベースに、これまでご議論いただいた条例に基づく市政運営の状況も踏まえまして、条例自体を見直す、具体的に言えば、条例を改正する必要があるかということ議論したいと思います。事務局から説明はいいですか？

総務課長

冒頭、ご説明させていただきました通り、委員の皆様から非常に多くのご意見やご提案をいただきましたが、そうしたご意見を踏まえましても、条例自体を見直すということよりも、むしろ、条例をさらに浸透させていくことも含め、市の様々な取り組みにおいて、条例の趣旨をより反映させた上で、これを進めていくことが大切と考え、現時点においては「条例改正の必要はない」としてございます。

湯浅委員長

ありがとうございました。

ただ今のご説明を踏まえ、委員の皆様からご自由にご意見いただければと思います。どうぞ。

委員

今、委員がおっしゃったような「自治基本条例の日」というものを条例に付け加えることはできるんですか。

総務課長

条例自体に規定するというよりも、今回、条例を更に浸透させていく必要があるとのご意見をたくさん頂戴しましたので、その取り組みの1つとして、例えば、条例が施行した10月に自治基本条例の週間を設定するとか、そうした取り組みの一つとして検討できればと思っております。

湯淺委員長

どうぞ。

委員

条文そのものはこのままでもいいと思いますが、取り組みというところで、やはり先ほど、局長さんが言われたように、小学校単位にあるまちづくり協議会がコミュニティの最小単位として考えているんだという部分で、実態をそちらに近付けていくような取り組みを進めていくとか、今度10月16日に行われる1万人のパトロールのような市全体で行われるイベントには、市の職員の方も、お住まいの地域で、地域の一員として、そうしたイベントには積極的に参加しましょうといったようなことを取り組みの具体策として挙げていってはどうかと思います。

総務課長

ありがとうございます。ちなみに、1万人のパトロールはですね、全職員に向けて、地域の市民センターでパトロールに参加しようとの呼びかけは既に行われているところではあります。

湯淺委員長

ありがとうございました。どうぞ。

委員

資料4に「見直しの方向性(案)」とあります。今のところは、これがベターかなと、これでいくしかないと思います。それぞれのお立場から見ると、まだまだ色々な意見があると思うけど、言いたいことを皆が言い出したらきりがないので、私は、今の案でいいと思います。

湯淺委員長

他にはいかがでしょうか？

条例自体の改正の必要はないという意見で皆さんよろしいでしょうか？

では、結論としては、条例自体の見直し、改正は必要なしということですが、条例の趣旨に沿った取り組みについては、これまでに出た意見を踏まえ、答申に書き込んでいくということでまとめていきたいと思います。

次回は、答申案をお示しして、委員会としての答申を決定することになります。これまで、非常にたくさんのご意見をいただいていますので、私と森副委員長、事務局で取りまとめさせていただいて、具体的に言うと、冊子形式でご用意したいと思います。

では、次回の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

総務課長

ただ今、委員長からご説明いただきましたように、次回は、最終の委員会となります。

次回の日程でございますが、あらかじめ委員の皆様と調整させていただいた結果、12月19日の金曜日、13時15分から15時15分までの2時間、場所は、本日と同じく本庁舎5階の特別会議室Aで開催いたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

湯淺委員長

他に、何かございますか。よろしいでしょうか。
それでは、本日の委員会を終了させていただきます。
ありがとうございました。